

平塚市教育委員会令和8年5月定例会会議録

開会の日時

令和8年5月29日（金）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 大野 かおり 委員 増井 峰夫 委員 小林 誠
委員 寺田 一美

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	荒井 謙一	教育総務課長	山崎 規彰
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育総務課企画担当長	小嶋 豊綱
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	大木 潔

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	小塚 祐歩
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所所長代理	相原 一哉
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課社会教育担当長	片野 正裕
スポーツ課長	市川 豊	中央図書館長	藤田 忠義
博物館館長	浜野 達也	美術館長	小澤 雄一

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和8年5月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和8年4月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和8年4月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開の発議】

○吉野教育長

本定例会に提出されている案件のうち、「議案第6号 平塚市社会教育委員の委嘱について」、「議案第7号 平塚市美術館協議会委員の解任及び任命について」は、人事の情報に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び第8項」及び「平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書き及び第2項」に基づき、非公開での審議を発議する。

発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、ただちに採決を行う。本件を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

異議がないため、当該案件については、他の案件の審議終了後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和8年5月1日 児童生徒数について

【報告】

○吉野教育長

5月1日現在の状況を報告するものである。

詳細は、学務課長から報告する。

○学務課長

統計法に基づく学校基本調査により、令和8年5月1日現在の学年別児童生徒数が確定したので報告する。

小学校の学級数については、通常学級数 388、特別支援学級数は括弧内で表記しているが 119、合計で 507 学級となっている。昨年度と比較すると、通常学級においては3学級減少、特別支援級においては1学級増加している。

次に、人数だが、男子 5,305 人、特別支援級の男子 461 人、女子 5,357 人、特別支援級の女子 163 人、男女合計では通常級 10,662 人、特別支援級 624 人で、通常学級と特別支援級の合計の全児童数は、11,286 人となっている。昨年度と比較すると通常級の男子は 125 人の減、女子は 88 人の減、合計 213 人減少しているが、特別支援級では、男子は 44 人の増、女子は 1 人の増で、合計で 45 人増加している。全体では 168 人の減少となっている。

中学校の学級数については、通常学級数 168、特別支援学級数 61、合計で 229 学級となっている。昨年度と比較すると、通常学級においては1学級増加、特別支援級においては3学級増加している。

次に、人数だが、男子の通常級 2,725 人、特別支援級 196 人、女子の通常級 2,688 人、特別支援級 90 人で、通常学級の男女合計は 5,413 人、特別支援級の男女合計は 286 人で、通常学級と特別支援級の合計の全生徒数は 5,699 人となる。昨年度と比較すると通常級の男子は 23 人減、女子は 103 人減、合計 126 人減少しているが、特別支援級においては、男子が 15 人増、女子は 7 人増、合計 22 人増加している。全体では、104 人の減少となっている。

学校別の児童生徒数の内訳は、資料のとおりとなっている。

平成 29 年度より開所した児童自立生活支援センターである金目小学校と中学校の分校には、特別支援学級が小学校には 3 学級、中学校には 2 学級、設置され、小学生 19 人、中学生 12 人が在籍している。

【質疑】

な し

(2)令和8年度 教育委員会各種研究委託等について

【報告】

○吉野教育長

令和 8 年度の各種教育研究委託等を報告するものである。

詳細は、教育研究所から報告する。

○教育研究所所長代理

令和 8 年度に教育委員会各課の担当する各種研究委託等について、報告する。

まず、文部科学省関係だが、スクールカウンセラー活用事業は、平塚市内の中学校 15 校を対象とし、24 名の県スクールカウンセラーを配置している。児童生徒へのカウンセリング及び支援、教職員及び保護者に対する助言・援助を行っている。スクールソーシャルワーカー活用事業は、中教育事務所が配置する県スクールソーシャルワーカー 3 名を、崇善小学校、松原小学校、金田小学校、松延小学校、横内小学校、横内中学校に派遣している。スクールソーシャルワーカーは、困難を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築、連携・調整等を行っている。昨年度、これまでの実績から、派遣の在り方について再検討し、スクールソーシャルワーカー 1 名については、小学校 1 校に派遣したところ、課題の早期発見や早期対応に成果が見られた。また、1 人の担当校数は 2 校程度が有効であると考え、今年度は 3 名のスクールソーシャルワーカーを、小学校を中心にそれぞれ 2 校へ派遣することとした。今後も派遣をとおして課題の早期発見、早期対応を図っていく。

次に、神奈川県教育委員会関係だが、よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業は、特別の教科 道德を要とした道德教育をより充実させることを目的に、教職員の研修会や児童生徒対象の講演会等の取組を進めるもので、今年度、記載の 4 校が委託を受ける。

続いて、平塚市教育委員会関係の事業だが、まず教育指導課の事業について、「幼保小中連携学習研究会」は、幼稚園・こども園・保育所・小中学校の指導の一貫性を図るため、指導の在り方や指導上の問題点等について研究協議し、相互に理解を深め、連携・交流を推進することを目的としている。今年度は、中原小学校と山下小学校で実施する。

次に教育研究所の事業についてだが、幼稚園・小・中学校研究推進事業は、今年度、特別研究委託校を7校、学校研究委託校を小・中学校28校、幼稚園・こども園1園を選定し、実施している。特別研究委託校については、授業公開等を行い、他校の教員を交えて学校研究を進めていただいている。研究の成果については、教育研究所の広報紙「平塚教育」に実践報告を執筆していただくなどして、学校等に周知している。調査研究部会については2つあり、学級経営研究部会は、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるために、学級経営の充実について調査・研究を行う予定である。個人・グループ研究部会は、教員の個人の研究課題について討議し、各自の資質や指導力の向上を目指すものである。

最後に子ども教育相談センターのスクールカウンセラー派遣及びスクールソーシャルワーカー派遣事業だが、スクールカウンセラーは、分校を除く平塚市立小学校全校及び中学校6校に配置する。中学校については、文部科学省のスクールカウンセラー活用事業と市の派遣で全校複数配置となっている。スクールソーシャルワーカーにつきましては、常勤2名を含む計4名で派遣要請のあった学校に派遣する形にしている。

【質疑】
な し

(3)令和7年度教育相談統計等の報告について

【報告】
○吉野教育長

昨年度の実績を報告するものである。
詳細は、子ども教育相談センター所長から報告する。

○子ども教育相談センター所長

令和7年度の教育相談統計について、報告する。

令和7年度、当センターで受けた相談の総数は592件、令和6年度と比較して31件の増加となっている。その前の、令和5年度と6年度を比較すると、93件の減となっており、今回はそこからの31件増加となっている。5年度と6年度の比較で大きく減少した理由として、県のスクールカウンセラーが令和5年度から中学校に増員されたことに伴い、小学校6校に市スクールカウンセラーが複数配置されたこと、さらに、令和6年度から中学校に校内教育支援センターへ支援員が派遣されたことにより、校内の支援体制が充実したことが考えられる。その取り組みの成果は昨年度も現れていたと捉えている。今年度のセンターでの相談の特徴として、電話相談の増加が挙げられる。令和6年度と比較して、46件

増えている。電話相談の多くは小学校1、2年生と中学校1年生であった。主に入学後の不安からの相談が多かったが、校内の支援体制が充実したことから、学校の先生方の支援やスクールカウンセラーとの相談につながるケースが多かった。そのため、センターへの来所相談ではなく電話での相談で終了となり、来所相談は令和6年度から15件減少している。

相談内容別に見ると、「不登校」の相談は来所相談143件、電話相談は85件で、昨年度とほぼ同じであり、全体の4割程度と、不登校で心配されている保護者が多いことが表れている。

2ページ目の左上、「令和7年度 教育相談実施統計」だが、来所相談298ケースに対する面接や遊戯療法を、延べ3,016回実施し、令和6年度より88回の減となっている。令和6年度と比較して、来所相談ケースが15件減少している。

来所相談実施結果一覧にある「終結」の多くは卒業によるもので、センターでの相談を大切に考え、相談が安定して継続していることの表れと考えている。

左中段は、当センターの2階にある、「教育支援室くすのき」の統計である。この教室は、不登校の児童生徒が、専任教員や指導員との相談や指導、臨床心理士等との心理面接などの支援を受けながら社会的自立を目指す教室である。昨年度は、正式通室生徒は前年度と同じ12名であり、中学校卒業の11名は、3月までくすのきで過ごし、公立高校全日制、定時制、及び私立高校全日制やサポート校に進学した。

「巡回相談訪問状況」についてだが、前年度の依頼件数が431件であったものが、令和7年度は488件で57件増加した。巡回相談は、こども家庭課発達支援室くれよんに行っている事業であり、就学前から支援を必要とする幼児に対して支援を行い、入学後についても継続して支援をしているものである。入学後、すべての小学校を年2回巡回し、保護者の承諾を得た対象児の様子を観察し、支援について助言を行っている。年2回の巡回で対象となった児童の延べ人数が488人となっている。就学前の早期から支援を行い、その支援を入学後も希望する保護者が多いことがうかがえる。

右上は、特別な支援を必要とする児童生徒の就学の間についての相談である、就学相談の件数で、前年度より23件増の301件となっている。

その他、「不登校訪問相談」「相談支援チーム学校訪問」「スクールソーシャルワーカー活動状況」については、学校からの依頼状況等により増減するものであるが、支援を必要とする児童生徒に必要な支援が届くよう、今後も対応していく。

最後に3ページ目、「スクールカウンセラーの教育相談件数統計」だが、すべて延べ人数となっている。

本市独自に採用した13名のスクールカウンセラーを、小学校28校、および中学校7校に派遣した。県のスクールカウンセラーは15校に派遣しており、そのうち8校には2名派遣している。市と県のスクールカウンセラーを合わせて小学校は週に1回から2回、中学校は1回から3回派遣した。

相談件数は表のとおりである。令和6年度と比較して、1,000件程増加し、多くの相談に対応した。また、相談者は児童生徒、保護者よりも教職員が多い状況は例年どおりである。校内で支援にあたる先生方が相談できる有効な人材として、今後もスクールカウンセラー事業の充実を図っていく。

【質疑】

○大野委員

令和7年度もスクールカウンセラーの教育相談延べ人数が16,654件、スクールソーシャルワーカーの連携回数が2,463件、子ども教育相談センターの相談件数が592件と、児童生徒数の17,257人を上回るほどの相談があったが、市で雇用しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々は、継続してある程度長い期間、平塚で仕事をしてくださっている方が多いのか。それとも入れ替わりがあるのか。

2点目、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのための研修や情報交換などの機会は今どのようなになっているのか。

○子ども教育相談センター所長

1点目の、市のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務の継続についてだが、スクールカウンセラーについては、13名のうち半数ほどは長く平塚で経験を積まれている方が多い。一方で、長く勤められた方が次のステージへ行かれることもあるため、新しい方も最近増えてきているところである。スクールソーシャルワーカーについては、常勤の2名は市の職員であり、ずっと勤務している。会計年度任用職員も、長く勤めているので、市の状況もよく分かっている経験のある方と捉えている。

2点目の研修の機会だが、スクールカウンセラーについては、月1回の「市のスクールカウンセラー連絡会」をセンターで行っている。そこでカウンセラー同士、心理職同士の情報共有や、日頃困っていることの相談の場、また「今、学校で何が求められているのか」という研修の意味も含めた情報提供を行っている。スクールソーシャルワーカーについては、定期的にセンター内で情報共有のミーティングを行い、それぞれのケースの進捗状況などを話し合っている。福祉的な面で支援を必要としているケースも増えているため、スクールソーシャルワーカー同士で検討を行っている。また、県のスクールソーシャルワーカー3名とも年2回ほど情報共有を行い、市としてどのような状況かを把握する機会も設けている。

○大野委員

月1回のスクールカウンセラー連絡会、非常に貴重な機会だなと思った。スクールソーシャルワーカー同士も顔を合わせながらのミーティングが大切だと思う。

平塚市として教職員への様々な研修や研究などを実施しているが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修や情報共有など、スキルアップの機会もとても大切だと思う。配置すればいいということではない。また、市で雇用しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理士が、さらなるスキルアップを図り、育った人材が他所へ行ってしまわないよう、予算を確保して待遇面でもできる限り手厚くしていただくことが、人材確保の面では必要かなと思っている。その学校、その地域、そして平塚市のことをよく知るスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理士が、学校の教職員や関係機関とも連携して、困っている子どもや困っている保護者の方々の支援に当たっていただくことが平塚市の今後の教育にとって、とても大切だと思う。

○小林委員

延べ件数で出す理由はあるのか。

○子ども教育相談センター所長

今までの統計がずっと延べ件数で出していたためである。ここで変えるということはない。

(4)令和7年度就学相談・指導のまとめ

【報告】

○吉野教育長

昨年度の実績を報告するものである。

詳細は、子ども教育相談センター所長から報告する。

○子ども教育相談センター所長

平塚市教育支援委員会の令和7年度審査が終了し、統計がまとまったので、報告をさせていただきます。

先ほどの相談統計の報告で「就学相談の件数が301件」と伝えたのが、①の表に当たるところで、新就学、学校からの依頼、また、市外からの転入により相談に至ったケースすべてを合わせたものが301件となる。その中から③の表にあるとおり、平塚市教育支援委員会で審査を行った、新就学児と在籍児童生徒は合計198名となり、前年度よりも16名増加している。④の表は審査結果の内訳である。通級による指導を受けることが適とされた児童が6名、特別支援学級181名、特別支援学校11名であった。その他、市外からの転入等、21件について事務局判断を行った。表の下段にある「新就学または各学校から相談のみ」は、保護者が相談は行ったものの、通常の学級の在籍を希望するなど、審査・判定を受けなかった件数である。

通級指導教室に関しては、⑤の表のとおりである。

これらの審査結果を受け、今年度5月1日現在、特別支援学級在籍児童生徒数は910名となっている。昨年度より、小学校は45名、中学校は22名、計67名の増加となっている。また今年度通級による指導を受けている児童は、ことばの教室、まなびの教室合わせて197名である。

【質疑】

な し

(5)その他

な し

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第1号 令和8年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

6月5日から開会される市議会6月定例会への令和8年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

補正予算の要求額の合計だが、歳入は637万6千円の増額、歳出は997万3千円の増額を計上している。

はじめに歳入だが、16款 県支出金 2項 県補助金 7目 教育費県補助金 3節 教育総務費補助金において、市町村立学校働き方改革加速化補助金を118万6千円計上している。

続いて、18款 寄附金 1項 寄附金 5目 教育費寄附金 1節 社会教育費寄附金において、社会教育のための指定寄附金を50万円、図書館事業のための指定寄附金を10万円計上している。

続いて、21款 諸収入 6項 雑入 2目 雑入 9節 教育費雑入において、その他雑入を459万円計上している。

次に、歳出だが、10款 教育費のうち、1項 教育総務費、3目 学校給食費の「3 学校給食管理事業」において、栄養教諭の働き方改革を目的に、給食管理システムを改修するため、12節 委託料のうち O A機器管理委託料を118万6千円増額補正する。

続いて、2項 小学校費、1目 学校管理費の「2 小学校運営事業」において、令和8年3月に公表された国のガイドラインに基づき、職場における熱中症による労働災害等の防止を図るため、10節 需用費のうち消耗品費を181万6千円増額補正する。

次に、3項 中学校費、1目 学校管理費の「2 中学校運営事業」において、同様の理由により、10節 需用費のうち消耗品費を98万9千円増額補正する。

次に、5項 社会教育費、1目 社会教育総務費の「10 文化財保護事業」において、同様の理由により、10節 需用費のうち消耗品費を6万6千円増額補正する。

続いて3目 図書館費の「2 ブックスタート事業」において、図書館事業のための指定寄附金を活用して、絵本等を持ち運べるトートバッグを購入するため、10節 需用費のうち消耗品費を10万円増額補正する。

続いて「3 図書館アウトリーチサービス事業」において、助成金を活用して移動図書館を更新するため、11節 役務費のうち手数料を23万8千円、保険料を2万2千円、17節 備品購入費を504万9千円、26節 公課費のうち、その他公課費を7千円増額補正する。

続いて、4目 博物館費の「2 博物館教育普及活動推進事業」において、社会教育の

ための指定寄附金を活用して、開館 50 周年記念事業等で使用する展示ケースを購入するため 17 節 備品購入費を 50 万円増額補正する。

【質疑】

○小林委員

歳入の 3 ページ、一番下の「教育費雑入」459 万円は、どのようなものか。また、移動図書館の 504 万円の助成金はどこから入っているのか。

○中央図書館長

今回の 459 万円の歳入についてだが、公益財団法人図書館振興財団が平塚市で行っている図書館事業の助成事業について、当市の事業が採択された。それに伴う歳入である。具体的な事業としては、歳出にある「移動図書館車の更新」の財源として活用するものである。

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)報告第2号 工事請負契約の締結について

【報告】

○吉野教育長

中央図書館改修事業の工事請負契約の締結について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、中央図書館長から報告をする。

○中央図書館長

工事請負契約の締結について報告させていただく。

まず、中央図書館は昭和 45 年の開館で築 50 年以上を経過しているとともに、平成 8 年度の耐震診断では耐震性の不足も判明している。

そのため、利用者の安心安全、また、本市個別施設計画に示された目標耐用年数 76 年に対する残年数等を総合的に判断して、耐震補強及び機能回復を中心とした改修を実施する。

工事名称は平塚市中央図書館改修工事、契約金額は 22 億円、契約の相手方は匠建設・相和技術研究所共同企業体である。

次に、5 ページの工事概要書だが、工事名称、工事場所は記載のとおりである。工事期間は 6 月市議会での議決後、本契約を締結ののち、令和 9 年 12 月 28 日まで。工事概要は、本体工事として、耐震補強及び内外装の刷新、設備の全面更新。外構工事整備等としては、排水設備や埋設配管の更新、舗装の復旧、また、既存のアスベスト除去工事を実施する。建物概要は、既存からの変更はない。

なお、供用開始は令和 10 年 3 月を予定している。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)その他

な し

3 議案第5号 令和9年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について

【提案説明】

○吉野教育長

令和9年度に平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について定めるものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

この教科用図書の採択の在り方については、一般的に「採択方針」と呼ばれているものである。こちらについて、括弧内は省略し読み上げさせていただく。

「令和9年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について、平塚市教育委員会は、令和9年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第13条及び第14条の規定に基づき、平塚市教科用図書採択地区とし令和9年度に平塚市立小・中学校において使用する教科用図書の採択を行う。但し、小・中学校用教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから採択する。なお、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択は、新たな図書を採択することができる。採択に際しては、神奈川県教科用図書選定審議会や平塚市教科用図書採択検討委員会における調査研究と協議内容を十分に参考にし、学習指導要領に基づいて、学校・児童・生徒・地域等の特性を考慮し、且つ公正確保に努める。さらに、採択後の情報の公開に配慮する。」

「平塚市教育委員会は、令和8年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第13条及び14条の規定に基づき、平塚市教科用図書採択地区とし令和8年度に平塚市立小・中学校において使用する教科用図書の採択を行う。但し、小・中学校用教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから採択する。なお、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択は、新たな

図書を採択することができる。採択に際しては、神奈川県教科用図書選定審議会や平塚市教科用図書採択検討委員会における調査研究と協議内容を十分に参考にし、学習指導要領に基づいて、学校・児童・生徒・地域等の特性を考慮し、且つ公正確保に努める。さらに、採択後の情報の公開に配慮する」。

この採択方針の前段 7 行は、令和 8 年度から使用する、小学校と中学校の教科書を平塚地区として採択する、ということを述べている。

教科書の採択は毎年行うものである。ただし、一度採択替えが行われた教科書は、法令により 4 年間は同じ発行者のものを使用することが定められている。

小学校の教科書は、令和 5 年度、中学校の教科書は令和 6 年度に採択替えが行われたので、令和 8 年度は現在と同じ教科書を使用することになるが、採択は行い、国へ需要数を報告し、無償給与を受ける、という流れは必要ということになる。

続いて、8 行目以降の、「但し、」以下の部分では、教科書は、教科書目録に登載されている教科書のうちから採択する、ということについて示している。

なお書き以下だが、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書採択は、新たな採択をすることができることを示した部分である。また、終わりの 4 行は、十分な調査研究、公正確保、情報公開に向けた方針を示している。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 その他

な し

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第 6 号、7 号の審議に際し、関係する事務局職員以外の退室について発言した。

5 議案第6号 平塚市社会教育委員の委嘱について

【結果】

教育長及び社会教育課担当長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第7号 平塚市美術館協議会委員の解任及び任命について

【結果】

教育長及び美術館長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 5 月定例会は閉会する。

(14 時 55 分閉会)